

2010年(平成22年)7月27日

株式会社 大栄総合教育システム
代表取締役 佐藤八壽夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

[連絡先]

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

再 申 入 書

当NPO法人から貴社に対して、本年4月19日付で、貴社の解約条項について、申し入れをいたしましたところ、貴社より本年6月11日付の回答書を受けました。

貴社の回答書によれば、受講生側の理由の如何を問わず解約に応じることとされたとのことですので、その点は評価いたします。

ところで、貴社の回答書によれば、「改定規約は、新たに受講契約を締結される受講生だけでなく、既に受講契約を締結済みでも当日において受講契約が継続している受講生へも適用いたします。」とされています。しかし、改定規約の適用開始は本年8月1日とし、パンフレット等に記載する改定規約は、次の改訂版を印刷する段階で掲載するとされていますので、従前からの受講生のみならず改定規約の適用開始までの間の受講申込者も含めて、有害な誤解が生じている危険性が大きいと言えます。したがって、貴社において、上記の遡及適用の点も含めて関係者に周知徹底を実効的に行うことが肝要であると考えられますところ、貴社の回答書によれば、受講生に対する周知方法については、適用開始までに決定するとされているにすぎません。

つきましては、貴社において、改定規約の内容およびその遡及適用について、貴社のホームページ上にわかりやすく明記して掲載されるほか、この間の受講申込者を含めた受講

生全員に対して、改定規約の内容およびその遡及適用について明記したうえでEメールもしくはメールアドレス不明者には書面を郵送される措置をとられることを求めます。先の申入書でも記載しましたように、株式会社法学館は当NPO法人に対して同趣旨の約束をされています。

加えて、当NPO法人は、貴社の規約改定の経緯にかんがみ、貴社に対し、株式会社法学館と同様に、解約条項については、今後も受講開始の前後を問わず、受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定および遡及適用について受講契約継続中の者に個別に知らせること等の措置をとられること等を内容とする和解を締結される意思がないかどうか、再度申し入れをさせていただきます。

あわせて、本再申入書に対して、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にて再度ご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本再申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上